

2022年4月12日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

新東京ビル7F

株式会社NATTY SWANKYホールディングス

代表取締役
社 長 井 石 裕 二

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年4月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年4月27日（水曜日）午前10時
（受付開始時間は、午前9時からとなります。） |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階 |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 【報告事項】 | | 第21期（2021年7月1日から2022年1月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 【決議事項】 | | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://nattyswanky.com/ir/meeting>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年1月31日まで)

当社は、2021年9月28日開催の第20回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の6月30日から1月31日に変更いたしました。

これにより、当第21期事業年度が2021年7月1日から2022年1月31日までの7ヵ月となったため、当事業年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に対するワクチン接種普及等により経済活動は持ち直しの動きがみられていたものの、新たな変異株の感染拡大の懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界においては、2021年10月より自治体からの自粛要請が徐々に緩和され、経済活動の緩やかな回復傾向がみられるものの、外食から中食・内食へのシフトによる影響、多人数での外食及び夜間の外出行動の抑制等、生活様式の変化により来客数が伸び悩み、依然として厳しい経営環境が続いております。このような状況下において、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえながら店舗営業を行い、モバイルオーダー、デリバリー、テイクアウト需要の取り込みにも注力して参りました。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、従業員とお客様の安全確保を第一に、従業員の衛生チェックの実施やマスク着用の徹底、正しい手洗いやアルコール消毒の徹底を実施いたしました。

なお、当事業年度は直営店8店舗及びフランチャイズ店3店舗（直営店からフランチャイズ店への変更1店舗含む）の新規出店を行い、2022年1月末の店舗数は直営店84店舗、フランチャイズ店26店舗となっております。

以上の結果、売上高は3,608,624千円（前事業年度4,320,705千円）となりました。

売上原価はフードロスの削減に努めた結果、992,758千円（前事業年度1,236,759千円）となりました。

販売費及び一般管理費については、当期新規出店による地代家賃の増加等に伴い、2,370,906千円（前事業年度3,206,346千円）となりました。

さらに、当事業年度は新型コロナウイルスによる影響を受け、助成金収入を営

業外収益で119,594千円計上しましたが、将来キャッシュ・フローの見積りでマイナスが見込まれる店舗の減損損失等を計上したことから特別損失48,792千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高3,608,624千円（前事業年度4,320,705千円）、営業利益244,958千円（前事業年度は122,400千円の営業損失）、経常利益362,803千円（前事業年度は201,236千円の経常利益）、当期純利益223,410千円（前事業年度は13,161千円の当期純利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、直営店8店舗の新規出店等を実施し、設備投資総額は293,007千円となりました。なお、設備投資総額には差入保証金を含んでおります。また、直営店舗からFC店舗への運営先変更に伴う固定資産の売却を1店舗行いました。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間によるコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度における借入は520,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の課題について重点的に取り組んで参ります。

① 店舗収益力の向上

当社では、肉汁餃子のダンダダン業態に経営資源を集中的に投下することで、効率的な経営を促し、肉汁餃子のダンダダン業態の商品クオリティや接客サービスを維持向上し、他社との差別化を図ることで収益力の向上を図って参ります。

② 新規出店の推進

当社では繁華街・オフィス街・住宅街を問わず、出店をしてきましたが未だ相当程度の出店余地があります。直営店では東京都・神奈川県・埼玉県を中心に新規出店を継続していき、今後は関西圏への出店も推進して参ります。

③ 人材採用・育成の強化

当社が成長していくためには優秀な人材の確保が重要であると考えております。採用におきましては、中途採用だけでなく新卒採用も積極的に受け入れ、また、アルバイトから正社員への転換も積極的に取り組んで参ります。育成に

おきましては、新入社員研修、役職・階層別研修プログラムなどを実施するとともに、各店舗の成果発表を目的としたイベント「ダンダダンAWARD」や選抜メンバーでの営業「最強店舗」を企画するなど組織が活性化するような施策に取り組んで参ります。

④ 安全・安心な食の提供

当社では自社工場及び店舗における衛生管理・品質管理体制を構築しておりますが、消費者の食に対する安全性の関心はますます高まっております。当社では食中毒が発生しにくい安全・安心な食品を提供することで、お客様が安心してご利用いただけるように努めて参ります。定期的な外部検査機関による衛生検査や、本社による店舗監査を実施し、衛生管理及び品質管理の強化に努めて参ります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社が企業価値を向上させるためには、多様化するリスクを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築・強化していく必要があると考えております。そして、各ステークホルダーからの信頼に応えられる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスを重視し、公正かつ透明性の高い経営を行えるように経営基盤を強化して参ります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリスク

当社ではお客様の外出自粛に対応するために、テイクアウトや持ち帰り弁当の販売を開始し、一部の店舗ではデリバリーサービスも開始しております。

また、長期化した場合の資金需要に備えるために金融機関とコミットメントラインを締結しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 18 期 (2019年 6 月期)	第 19 期 (2020年 6 月期)	第 20 期 (2021年 6 月期)	当事業年度 第 21 期 (2022年 1 月期)
売 上 高	3,983,045 千円	4,255,732 千円	4,320,705 千円	3,608,624 千円
経 常 利 益	297,192 千円	12,665 千円	201,236 千円	362,803 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	218,774 千円	△159,633 千円	13,161 千円	223,410 千円
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	126.24 円	△75.77 円	6.20 円	103.71 円
総 資 産	4,014,460 千円	3,407,077 千円	3,747,755 千円	4,239,880 千円
純 資 産	1,922,299 千円	1,730,730 千円	1,742,599 千円	1,934,611 千円
1 株当たり純資産額	912.38 円	821.49 円	814.73 円	891.14 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 第21期（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年7月1日から2022年1月31日までの7ヵ月間となっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第21期から適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、「餃子」という流行り廃りがなく、年間を通して食べられる食材をメインとして、「肉汁餃子のダンダダン」を中心として展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都
工 場	東京都
店 舗	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、福岡県

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
248 (253) 名	+10 (+113) 名	29.7歳	2.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	492,864 千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	388,818 千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	274,491 千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	222,326 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	69,981 千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,432,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,158,440株 |
| (3) 株 主 数 | 3,937名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
井 石 裕 二	523,000 株	24.23 %
田 中 竜 也	523,000	24.23
株 式 会 社 B O R A	240,000	11.12
株 式 会 社 I K I	240,000	11.12
三 井 徳 益	21,100	0.98
城 野 親 徳	16,000	0.74
a u カ プ コ ム 証 券 株 式 会 社	13,700	0.63
鈴 木 啓 介	10,100	0.47
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,300	0.38
BNP パ リ バ 証 券 株 式 会 社	7,100	0.33

(注) 持株比率は、自己株式(215株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

14個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 840株（新株予約権 1 個につき60株）

(注) 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月20日付で1株を60株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が14株から840株に変更になっております。

③ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (c) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (d) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。
- (e) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

イ：上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ：上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ：上場日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の全て

④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第 1 回	2020年 6 月30日～2028年 6 月13日	14個	1 名

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年1月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井 石 裕 二	代表取締役社長	株式会社BORA 代表取締役 株式会社ダンダダン 代表取締役社長
田 中 竜 也	取締役副社長（営業部管掌）	株式会社IKI 代表取締役
金 子 正 輝	取締役管理部長	－
杉 本 佳 英	取締役	あんしんパートナーズ法律事務所 代表 株式会社ブランジスタ 社外取締役 株式会社ルクルールプラス 監査役 エイベックス株式会社 社外取締役
井 上 重 平	常勤監査役	－
馬 場 亮 治	非常勤監査役	行政書士法人グローバルコンテンツジャパン 代表社員 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役 Great Shine Enterprises Limited CEO 株式会社INGS 非常勤監査役 株式会社ラストワンマイル 社外取締役 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役 株式会社ランブリッジ 代表取締役 株式会社GHRT 代表取締役 株式会社Take Action 非常勤監査役
廣 瀬 好 伸	非常勤監査役	株式会社ビーワンフード 代表取締役社長 ビーワン公認会計士税理士事務所 代表者 株式会社ビーワンカレッジ 代表取締役 株式会社ビーワンクリニック 代表取締役

- (注) 1. 取締役杉本佳英は、社外取締役であります。
2. 監査役井上重平、監査役馬場亮治及び監査役廣瀬好伸は、社外監査役であります。
3. 監査役廣瀬好伸は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役杉本佳英、監査役井上重平、馬場亮治及び廣瀬好伸は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしました。当該保険は役員としての業務につき行った行為（不正行為含む）に起因して、保険期間中に株主や投資家、従業員又はその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役報酬決定の基本方針

取締役会の決議により、当社の取締役報酬については、業務分掌の内容及び業績への貢献度など求められる能力及び責任に見合った水準を勘案し、役職別の固定額を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第16回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（内、社外取締役は1名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第16回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（内、社外監査役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により委任された代表取締役社長の井石裕二が決定することとしております。

取締役の個人別報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、業績動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外取締役に取締役報酬に関する方針を説明し、意見を徴したうえで、決定することを取締役の報酬等の決定方針に定めており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (内、社外取締役)	58,450 (2,450)	58,450 (2,450)	— (—)	4 (1)
監査役 (内、社外監査役)	5,810 (5,810)	5,810 (5,810)	— (—)	3 (3)
合計 (内、社外役員)	64,260 (8,260)	64,260 (8,260)	— (—)	7 (4)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、あんしんパートナーズ法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同社の間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、行政書士法人グローバルコンテンツジャパンの代表社員、株式会社グローバルHRテクノロジーの代表取締役、Great Shine Enterprises Limited CEO、株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY代表取締役、株式会社ランブリッジ代表取締役、株式会社GHRT代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役廣瀬好伸は、株式会社ビーワンフードの代表取締役社長、ビーワン公認会計士税理士事務所の代表者、株式会社ビーワンカレッジの代表取締役、株式会社ビーワンクリニック代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、株式会社ブランジスタの社外取締役、エイベックス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、株式会社ラストワンマイルの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役杉本佳英は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る法的リスクに関して必要な発言を適宜行っております。

監査役井上重平は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席、監査役会7回のうち7回出席し、元経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役馬場亮治は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席、監査役会7回のうち7回出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る労務リスクに関して必要な発言を適宜行っております。

監査役廣瀬好伸は、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席、監査役会7回のうち7回出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る財務及び会計に関して取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

(イ) 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役杉本佳英は、当社経営課題について議論する場では法律家としての知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。また、法律リスクやコンプライアンスの重要性について、定期的に当社従業員に対しての研修を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,300千円
------------------------	----------

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,300千円
--------------------------	----------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬の妥当性を検討した結果として適切であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、その他監査品質や独立性等において適正でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業理念・行動規範を定め、取締役会規程等の社内規程を制定し、それらが遵守されるように周知徹底を行っております。そして、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を企画し実施しております。

さらに、不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設けており、通報窓口を社内及び社外に設置し、公益通報者保護規程に基づいて通報者の保護を明確にして運用しております。

取締役が会社の目的の範囲外の行為、法令及び定款に違反する行為をし、若しくはこれらの行為をするおそれがある場合には、監査役はその事実を指摘・勧告し、状況によっては当該取締役に対して行為の差止請求ができるものとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に基づいて適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危機に対応するために、リスクコンプライアンス規程を制定し、各組織において継続的にリスクの発生の有無をチェックし、各組織の責任者はその状況を定期的に各取締役へ報告しております。

そして、実際にリスクが発生した場合には、対策本部を設置し、迅速に対応することとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催して業務執行上の重要な事項を決定するほか、機動的な意思決定を行うために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、職務権限規程に基づく権限の委譲により、迅速かつ効率的な意思決定が行われる体制を確保しております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を置くこととしております。

そして、監査役から監査業務における指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役及び使用人に対して、事業の報告を求め、重要な事項についての報告を受けることとしております。

また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、その恐れがある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならないものとしております。

- ⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いもしないことを規定し周知徹底しております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針

当社は、監査役がその職務執行のため必要と認める費用を会社に請求できることとし、監査役が費用の前払等を請求した場合には、当該監査役が職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役と面談を行い、また必要に応じて内部監査室等との連携をとっております。

そして、取締役会その他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるものとしております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を評価し、継続的な見直しを行っております。

⑪ 反社会的勢力に向けた体制

当社は反社会勢力との関係・取引等を一切行わず、不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で組織的に対応するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み状況

取締役及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信し、研修等を実施することで、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行いました。また、リスクコンプライアンス委員会を設置し、月1回の定例会議のほか緊急の場合は臨時で開催するようにしております。

② リスクマネジメントに関する取り組み状況

当社の損失の危機に関する事項は、毎週開催される幹部等による会議で検討・協議され、リスクコンプライアンス委員会に定期的に各組織から報告が行われました。

③ 職務執行の適正性及び効率性確保に関する取り組み状況

月1回以上の取締役会を開催し、会社の経営に関する重要な事項等について十分な協議を行いました。

④ 監査役の監査について

監査役は、取締役会及び経営会議に参加し、業務執行の状況を監督しました。また、代表取締役と定期的に意見交換も実施しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に安定した事業の継続に備えるために、内部留保の充実を図るとともに、株主への利益還元を行うことも重要な経営課題の一つと考えております。

そのため、当事業年度におきまして、剰余金の配当を実施することを決定いたしました。今後の剰余金の配当は中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大のための資金として有効に活用していく方針であります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年7月末日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,306,632	流 動 負 債	1,465,526
現 金 及 び 預 金	1,990,526	買 掛 金	117,304
売 掛 金	93,298	短 期 借 入 金	520,000
商 品 及 び 製 品	29,874	1年内返済予定の長期借入金	323,757
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,355	未 払 金	78,682
前 払 費 用	146,219	未 払 法 人 税 等	144,737
そ の 他	43,358	未 払 消 費 税 等	119,802
固 定 資 産	1,933,247	前 受 金	88,660
有 形 固 定 資 産	1,342,968	預 り 金	2,460
建 物	1,212,421	前 受 収 益	20,535
工 具 器 具 備 品	120,206	株 主 優 待 引 当 金	26,276
建 設 仮 勘 定	10,340	そ の 他	8,688
無 形 固 定 資 産	18,269	固 定 負 債	14,621
商 標 権	250		839,742
ソ フ ト ウ エ ア	14,718	長 期 借 入 金	712,953
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	3,300	資 産 除 去 債 務	36,151
投 資 そ の 他 の 資 産	572,010	そ の 他	90,637
投 資 有 価 証 券	13,490	負 債 合 計	2,305,269
関 係 会 社 株 式	1,000	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	135	株 主 資 本	1,923,279
長 期 前 払 費 用	31,765	資 本 金	766,422
繰 延 税 金 資 産	64,886	資 本 剰 余 金	753,022
差 入 保 証 金	460,733	資 本 準 備 金	753,022
		利 益 剰 余 金	404,573
		そ の 他 利 益 剰 余 金	404,573
		繰 越 利 益 剰 余 金	404,573
		自 己 株 式	△738
		新 株 予 約 権	11,331
		純 資 産 合 計	1,934,611
資 産 合 計	4,239,880	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,239,880

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,608,624
売 上 原 価		992,758
売 上 総 利 益		2,615,865
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,370,906
営 業 利 益		244,958
営 業 外 収 益		
受 取 保 険 料	4,260	
助 成 金 収 入	119,594	
そ の 他	2,120	125,975
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,879	
そ の 他	2,250	8,130
経 常 利 益		362,803
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12,091	12,091
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	51	
減 損 損 失	42,290	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,449	48,792
税 引 前 当 期 純 利 益		326,102
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	96,462	
法 人 税 等 調 整 額	6,229	102,692
当 期 純 利 益		223,410

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己 株式	株主 資本合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益剰余 金					
当期首 残高	765,009	751,609	751,609	219,399	219,399	△658	1,735,359	7,239	1,742,599
会計方針の変 更による累積 的影響額				△27,586	△27,586		△27,586		△27,586
会計方針の変 更を反映した 当期首残高	765,009	751,609	751,609	191,812	191,812	△658	1,707,773	7,239	1,715,013
当期 変動額									
新株の発行 (新株予約 権の行使)	1,413	1,413	1,413				2,826		2,826
剰余金の配 当				△10,649	△10,649		△10,649		△10,649
自己株式の 取得						△80	△80		△80
当期純利益				223,410	223,410		223,410		223,410
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								4,092	4,092
当期変動額 合計	1,413	1,413	1,413	212,760	212,760	△80	215,505	4,092	219,598
当期末残高	766,422	753,022	753,022	404,573	404,573	△738	1,923,279	11,331	1,934,611

個 別 注 記 表

(2021年7月1日から
2022年1月31日まで)

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額につ
いては収益性の低下に基づく簿価切下げの方
法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価
額については収益性の低下に基づく簿価切下
げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を含む）

定額法を採用しております。

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附
属設備については定率法を採用しております。

その他の有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～37年

工具、器具及び備品 3年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソ
フトウェアについては、社内における利用可
能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

商品及び製品の販売については、顧客に商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品を引き渡す一時点において充足する取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、対応する費用と相殺した純額で収益を認識しております。

フランチャイズ契約

フランチャイズ契約に基づく加盟料及び更新料については、顧客にフランチャイズサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は以下のとおりです。

1. フランチャイズ契約に基づく加盟料及び更新料について、従来は受領時に収益を認識しておりましたが、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識する方法に変更しております。

2. 当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、対応する費用と相殺した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は25,695千円減少、販売費及び一般管理費は23,808千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,887千円減少しております。

また、当事業年度の期首の利益剰余金が27,586千円減少、前受収益が5,900千円増加、長期前受収益が29,808千円増加、繰延税金資産が8,121千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は飲食事業を営んでおり、事業の主な財の種類は食品及び酒類であり、フランチャイズ加盟店との間にフランチャイズ契約を締結しております。また、当事業の売上高は、3,608,624千円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、ワクチン接種が始まっているものの、変異株の拡大もあり依然収束時期が見通せない状態が続いておりますが、この状況は2022年6月頃まで継続し、2022年7月頃から徐々に回復に向かうと仮定して、当事業年度における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度計上額

減損損失	42,290千円
有形固定資産及び無形固定資産	1,361,237千円
差入保証金及び長期前払費用	492,498千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の諸前提の変化により、追加の減損損失の計上が必要となる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度計上額 64,886千円

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを行い、将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積りが減少した場合、繰延税金資産が取り崩され、税金費用が計上される可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 824,739千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 助成金収入

営業外収益として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各事業体から支給された給付金等を計上しております。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
相模原市南区他 (1店舗)	店舗	建物	37,120
		工具、器具及び備品	4,077
		差入保証金	804
		長期前払費用	288

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	2, 130, 180株	28, 260株	—	2, 158, 440株

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の株式数の増加28, 260株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	192株	23株	—	215株

(変動事由の概要)

自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 32, 520株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10, 649	5. 00	2021年6月30日	2021年9月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10, 791	5. 00	2022年1月31日	2022年4月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	65,037千円
前受収益	26,518 "
資産除去債務	11,069 "
差入保証金	4,092 "
未払金	2,691 "
株主優待引当金	2,660 "
未払費用	1,484 "
一括償却資産	436 "
その他	4,040 "
繰延税金資産小計	118,032千円
評価性引当額	△44,634 "
繰延税金資産合計	73,397千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,510千円
繰延税金負債合計	△8,510 "
繰延税金資産純額	64,886千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に新規出店の設備投資計画に照らして、必要な資金を金融機関借入により調達しております。また、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に差入先の信用判定を行い、契約更新時等に信用状況を把握するようにしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。当該債務は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては市場金利の状況を定期的にモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	13,490	13,490	—
差入保証金	460,733	452,374	△8,358
資 産 計	474,223	465,864	△8,358
長期借入金	1,036,710	1,036,188	△522
負 債 計	1,036,710	1,036,188	△522

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	13,490	—	—	13,490
資産計	13,490	—	—	13,490

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	452,374	—	452,374
資産計	—	452,374	—	452,374
長期借入金	—	1,036,188	—	1,036,188
負債計	—	1,036,188	—	1,036,188

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	井石 裕二	(被所有) 直接24.2% 間接11.1%	当社代表 取締役	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注)	11,545	—	—
役員及び 主要株主	田中 竜也	(被所有) 直接24.2% 間接11.1%	当社取締役 副社長	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注)	46,384	—	—

(注) 当社は、店舗及び社宅の賃借料について、代表取締役井石裕二及び取締役副社長田中竜也から債務保証を受けております。取引金額については、2021年7月1日から2022年1月31日までに支払った賃借料(消費税抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	891円14銭
1株当たり当期純利益	103円71銭

重要な後発事象に関する注記

(会社分割による持株会社体制への移行)

1. 持株会社体制への移行

当社は、2021年7月13日開催の取締役会において、新たに設立した当社100%子会社である「株式会社ダンダダン」(以下、「承継会社」といいます。)を承継会社とし、2022年2月1日を効力発生日として会社分割(吸収分割)(以下、「本件会社分割」といいます。)を行うことにより、持株会社体制へ移行するための吸収分割契約の締結を承認することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結しました。

本件分割後の当社は、2022年2月1日で商号を「株式会社NATTY SW ANKYホールディングス」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制移行後の事業に変更いたしました。

2. 本件会社分割の要旨

(1) 本件会社分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	2021年6月15日
承継会社の設立	2021年6月28日
吸収分割契約承認取締役会	2021年7月13日
吸収分割契約締結	2021年7月13日
吸収分割効力発生日	2022年2月1日

(2) 吸収分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社(以下、「分割会社」といいます。)、当社100%出資の分割準備会社である株式会社ダンダダンを吸収分割承継会社(以下、「承継会社」といいます。)とし、当社の事業のうち、飲食事業に関して有する権利義務を承認させる吸収分割により行いました。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社ダンダダンは、本件分割に際して普通株式900株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたしました。

(4) 当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本件会社分割により増減する資本金

本件会社分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約書に定めるものを当社から承継いたします。なお、当社から承継会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によります。

(7) 債務履行の見込み

本件会社分割において、当社に残存する資産の額と承継会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額及び承継会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社NATTY SWANKY (分割会社)	株式会社ダンダダン (承継会社)
(2) 主な事業内容	飲食事業	飲食事業
(3) 設立年月日	2001年8月1日	2021年6月28日
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目19番8号	東京都新宿区西新宿一丁目19番8号
(5) 代表者	代表取締役社長 井石 裕二	代表取締役社長 井石 裕二
(6) 資本金の額	766,422千円	1,000千円
(7) 発行済株式総数	2,158,440株	100株
(8) 決算期	1月末日	1月末日

(9) 大株主及び 持株比率	井石 裕二	24.23%	当社	100.00%
	田中 竜也	24.23%		
	株式会社BORA	11.12%		
	株式会社IKI	11.12%		
	三井 徳益	0.98%		
	城野 親徳	0.74%		
	auカブコム証券株式会社	0.63%		
	鈴木 啓介	0.47%		
	株式会社三菱UFJ銀行	0.38%		
	BNPパリバ証券株式会社	0.33%		
(10) 当事会社 の関係	資本関係	承継会社の全株式を分割会社が保有して おります。		
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役を3名派 遣しております。		
	取引関係	承継会社は事業を開始していないため、 分割会社との取引関係はありません。		

(11) 財政状態及び経営成績（2022年1月期）

（単位：千円）

	株式会社NATTY SWANKY (分割会社) (非連結)	株式会社ダングダン (承継会社)
純 資 産	1,934,611	1,000
総 資 産	4,239,880	1,000
1株当たり純資産額(円)	891.14	10,000
売 上 高	3,608,624	—
営 業 利 益	244,958	—
経 常 利 益	362,803	—
当 期 純 利 益	223,410	—
1株当たり当期純利益金 額 (円)	103.71	—

（注）分割会社は、2022年2月1日付で「株式会社NATTY SWANKYホールディングス」に商号変更いたしました。

4. 本件会社分割後の当事会社の状況（2022年2月1日現在）

	分割会社	承継会社
(1) 商号	株式会社NATTY SWANKYホールディングス (2022年2月1日をもって 上記商号・名称に変更)	株式会社ダンダダン
(2) 主な事業内容	グループ会社の経営管理等	飲食事業
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目 19番8号	東京都新宿区西新宿一丁目 19番8号
(4) 代表者	代表取締役社長 井石裕二	代表取締役社長 井石裕二
(5) 資本金の額	766,422千円	10,000千円
(6) 決算期	1月末日	1月末日

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

飲食事業

(2) 分割する事業部門の経営成績（2022年1月期）

(単位：千円)

	分割事業部門 (a)	当社 (分割前) (b)	比率 (a/b)
売上高	3,608,624	3,608,624	100%
売上総利益	2,615,865	2,615,865	100%

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年3月23日

株式会社NATTY SWANKYホールディングス

取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員	公認会計士	高砂 晋平
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公認会計士	浅井 清澄
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NATTY SWANKYホールディングス(旧社名 株式会社NATTY SWANKY)の2021年7月1日から2022年1月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は会社分割の方式により2022年2月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年1月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月25日

株式会社NATTY SWANKYホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井上 重平 ㊞

社外監査役 馬場 亮治 ㊞

社外監査役 廣瀬 好伸 ㊞

以 上

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、内部留保の充実を図りつつ、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき5円
総額 10,791,125円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年4月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 電子提供措置等に伴う定款の一部変更

18条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

(2) 取締役の任期変更に伴う定款の一部変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
【定款】 <u>(株主総会参考書類等のインターネット</u> <u>開示とみなし提供)</u> <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	【定款】 <u>削除</u>

(新設) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期はその選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期はその選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
--	--

(新設)	<u>(附則)</u> <u>1 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日に後にこれを削除する。</u>
-------------	--

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	い せ き ゆ う じ 井 石 裕 二 (1974年12月14日生)	1995年4月 株式会社クレメント入社 2001年8月 有限会社ナッティースワンキー取締役 2007年10月 当社 取締役社長 就任 2017年6月 株式会社swanky(現 株式会社B O R A) 設立 代表取締役(現任) 2018年1月 当社 代表取締役社長(現任) 2021年8月 株式会社ダンダダン 代表取締役社長 (現任)	523,000株
2	た な か た つ や 田 中 竜 也 (1974年12月15日生)	1992年3月 有限会社らいおんフーズ 入社 2001年8月 有限会社ナッティースワンキー設立 2007年10月 当社 代表取締役 2017年6月 株式会社natty(現 株式会社 I K I) 設立 代表取締役(現任) 2018年1月 当社 取締役副社長(営業部管掌)(現任)	523,000株
3	か ね こ ま さ て る 金 子 正 輝 (1967年5月26日生)	2003年6月 エリアリンク株式会社 入社 2007年3月 同社 取締役 2012年10月 夢の街創造委員会株式会社(現 株式会社出前館) 入社 2013年3月 同社 執行役員管理本部長 2013年5月 同社 取締役 2016年7月 当社 入社 2017年1月 当社 取締役管理部長(現任)	一株
4	す ぎ も と よ し ひ で 杉 本 佳 英 (1980年10月31日生)	2011年4月 あんしんパートナーズ法律事務所 設立 (現任) 2015年6月 株式会社ルクルールプラス 監査役 就任 (現任) 2015年12月 株式会社ブランジスタ 社外取締役 就任 (現任) 2018年9月 当社 社外取締役(現任) 2020年6月 エイベックス株式会社 社外取締役 就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者杉本佳英氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者杉本佳英氏を選任した理由及び期待される役割としましては、弁護士の資格を有しており、法律面について豊富な知識と経験を有していることから、社外からの公正な視点は当社の経営に活かされると判断し、法律面に関しての助言を期待したためであります。
4. 当社は社外取締役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。社外取締役候補者の再任が承認された場合、当社は社外取締役候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
杉本 佳英 3年7ヵ月

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	いのうえ しげひら 井 上 重 平 (1949年6月5日生)	1968年4月 株式会社三協特殊鋼ねじ製作所入社 1978年4月 東京セメント工業株式会社入社 1999年9月 同社取締役就任 2003年9月 同社常務取締役就任 2007年9月 同社代表取締役社長就任 2017年7月 株式会社Kプラス 代表取締役就任 2017年9月 当社監査役就任（現任）	一株
2	ばば りょうじ 馬 場 亮 治 (1978年10月22日生)	1997年4月 九州電力株式会社入社 2000年4月 鹿児島県警察入職 2007年12月 司法書士法人なのはな法務事務所入所 2009年1月 馬場社労士行政書士事務所（現 社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパン）開設 所長就任（現任） 2016年7月 株式会社グローバルHRテクノロジー設立 代表取締役就任 2017年1月 当社監査役就任（現任） 2018年8月 株式会社ラストワンマイル 社外取締役 就任（現任） 2019年2月 Great Shine Enterprises Limited CEO 就任（現任） 2019年4月 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役 就任（現任） 2020年2月 株式会社ランブリッジ 代表取締役就任 2021年4月 株式会社GHRT 代表取締役就任（現任） 2021年8月 行政書士法人グローバルコンテンツジャパン 代表社員就任（現任） 2021年12月 株式会社Take Action 監査役就任（現任）	一株

3	ひろせ よしのぶ 廣瀬 好伸 (1979年7月2日生)	2003年4月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社	一株
		2007年8月	廣瀬公認会計士税理士事務所（現 税理士法人ミライト・パートナーズ）創業 代表就任	
		2010年2月	株式会社ミライト（現 株式会社ビーワンフード）設立 代表取締役社長就任（現任）	
		2017年9月	ビーワン公認会計士税理士事務所設立 代表就任（現任）	
		2017年9月	当社監査役就任（現任）	
		2018年11月	株式会社ビーワンカレッジ設立 代表取締役就任（現任）	
		2020年7月	株式会社ビーワンクリニック設立 代表取締役就任（現任）	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者井上重平氏、馬場亮治氏及び廣瀬好伸氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 監査役候補者井上重平氏を選任した理由としましては、元経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するためであります。
4. 監査役候補者馬場亮治氏を選任した理由としましては、社会保険労務士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る労務リスクに関して必要な対応を確保するためであります。
5. 監査役候補者廣瀬好伸氏を選任した理由としましては、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る財務及び会計に関して取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するためであります。
6. 当社は社外監査役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。社外監査役候補者の再任が承認された場合、当社は社外監査役候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
- | | |
|-------|-------|
| 井上 重平 | 4年7ヵ月 |
| 馬場 亮治 | 5年3ヵ月 |
| 廣瀬 好伸 | 4年7ヵ月 |

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

第21回定時株主総会会場ご案内図

【会場】東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階



【最寄駅】

J R線

東京メトロ 丸ノ内線

京王線

小田急線

都営新宿線

都営大江戸線

新宿駅西口方面

S-3出口より徒歩約2分

7番出口より徒歩約4分